

6 輸送・交通関係

6-1 緊急輸送道路区間

1・2次別	路線名	起 点	終 点	延長 (km)
第1次	東名高速道路	橋尾町大道通	長沢町西千束	15.9
	国道1号	小坂井町大島	長沢町西千束	14.4
	国道247号	御津町下佐脇義郎	御津町赤根前浜	3.3
	国道151号	小坂井町宮下	東上町東京寺	12.6
	国道247号	小坂井町宮下	平井町丈方	2.0
	国道23号	伊奈町流田	為当町蓮前	3.6
	主要地方道長沢蒲郡線	長沢町山ノ田	長沢町流田	0.4
第2次	国道362号	住吉町1丁目	当古町西新屋	2.2
	主要地方道国府馬場線	御油町行力	中条町御堂前	7.7
	主要地方道東三河環状線	八幡町横道	御津町西方入浜	4.4
	主要地方道豊橋乗本線	三上町山西	三上町大柳	1.3
		金沢町村下	金沢町岡下	2.1
	主要地方道長沢蒲郡線	長沢町欠田	長沢町西切山	4.6

6-2 地震時に通行を確保すべき道路（市指定）

路線名	起 点	終 点	延長 (km)
主要地方道東三河環状線	桜木通6丁目	八幡町横道	4.1
	谷川町馬神	篠田町新切	1.9
県道三蔵子一宮線	桜木通6丁目	篠田町四ツ家	1.1
主要地方道豊川新城線	桜町2丁目	市田町下中野	3.0
県道石巻萩平豊川線	向河原町中通	麻生田町田島	1.1
県道金沢江島停車場線	金沢町岡下	東上町松本	1.2
県道豊橋豊川線	正岡町胡麻田	諏訪3丁目	3.8
県道金野豊川線	宿町小山	南大通4丁目	1.8
市道中通線	南大通4丁目	本野ヶ原1丁目	3.4

※上記の他「豊川市広域受援マニュアル」（令和3年6月改訂）で定められた路線

6-3 道路・橋梁状況一覽

道路状況一覽

令和7年4月1日現在

区分 種別	実延長	改良済		未改良		自動車 交通不 能延長	舗装道		砂利道	
		延長	%	延長	%		延長	%	延長	%
一般国道 1号	m 14,449	m 14,440	100.0	m 0	0.0	m 0	m 14,449	100.0	m 0	0.0
国道23号	3,545	3,545	100.0	0	0.0	0	3,545	100.0	0	0.0
一般国道	20,059	20,059	100.0	0	0.0	0	20,059	100.0	0	0.0
主要 地方道	49,122	49,122	100.0	0	0.0	0	49,122	100.0	0	0.0
一般県道	101,433	86,548	85.3	14,885	14.7	1,582	99,946	98.5	1,487	1.5
市道	1,714,669	1,232,923	71.9	481,746	28.1	158,043	1,532,152	89.4	182,516	10.6
計	1,903,277	1,406,637	73.9	496,631	26.1	159,625	1,719,273	90.3	184,003	9.7

橋梁状況一覽

令和7年4月1日現在

区分 種別	橋数	永久橋		木橋		延長				計
		橋数	%	橋数	%	永久橋	%	木橋	%	
一般国道 1号	20	20	100.0	0	100.0	m 336	100.0	m 0	0.0	m 336
国道23号	8	8	100.0	0	100.0	3,006	100.0	0	0.0	3,006
一般国道	33	33	100.0	0	100.0	2,061	100.0	0	0.0	2,061
主要 地方道	46	46	100.0	0	100.0	2,160	100.0	0	0.0	2,160
一般県道	101	101	100.0	0	100.0	2,375	100.0	0	0.0	2,375
市道	700	693	99.0	7	1.0	7,114	99.2	55	0.8	7,169
計	908	901	99.2	7	0.8	17,052	99.7	55	0.3	17,107

6-4 緊急通行車両等の確認手続等実施要領

愛知県警察本部

1 はじめに

次に掲げる確認の事務に関し、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）であることの確認並びに交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両等」という。）であることの事前届出及び確認の手続等を行います。

ア 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認

イ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「大震法施行令」という。）第 12 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により緊急輸送を行う車両であることの確認

ウ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号。以下「原災法施行令」という。）第 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する災対法施行令第 33 条第 1 項及び原災法施行令第 8 条第 1 項の規定により読み替えて適用する災対法施行令第 33 条第 2 項の規定により緊急事態応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認

エ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 39 条において災対法施行令第 33 条第 1 項及び同条第 2 項の規定の例によることとされる国民の保護のための措置を実施する車両として使用されるものであることの確認

2 愛知県との申し合わせ事項に基づく報告様式及び受付先

緊急通行車両等の確認申出等の手続に関する事務の取扱いについては、緊急通行車両等の運用手続に関する申合せ（令和 5 年 8 月 1 日付け愛知県防災安全局防災部災害対策課及び愛知県警察本部交通部交通規制課間申合せ。以下「申合せ」という。）により、報告の様式を定めたほか、受付先を愛知県警察本部交通部交通規制課、又は各機関が保有する車両を使用する本拠の位置を管轄する警察署交通課としています。

3 緊急通行車両等の確認等に係る事務手続

(1) 対象車両

対象となる緊急通行車両等は、別表の要件を満たす車両となります。

(2) 申出に必要な書類

ア 申出書類

(ア) 緊急通行車両確認申出書

緊急通行車両の確認申出を行うときは、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第 3 の緊急通行車両確認申出書に必要な事項を記入してください。

(イ) 緊急輸送車両確認申出書

緊急輸送車両の確認申出を行うときは、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年

総理府令第 38 号。以下「大震法施行規則」という。) 別記様式第 6 の緊急輸送車両確認申出書に必要な事項を記入してください。

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下「検査証」という。)の写しを添付してください。原動機付自転車については、検査証の代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付してください。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

災害応急対策を実施するために使用することを示す書類(防災業務計画等の写し)を添付してください。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両のときは、上記に加えて、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれかを添付してください。

(ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者(指定行政機関等)の車両であることを確かめるに足りる書類(指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリスト又は当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類)を添付してください。指定行政機関等自らが緊急通行車両等の使用者となっているとき又は(イ)の書類において指定行政機関等が災害応急対策等を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示しているときは省略することができます。

ウ 申出書類等の簡素化

番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載(別紙での対応可)して申出書を 1 通とすることができます。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

従前の運用に基づく手続である事前届出制度により、緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)の交付を受けている場合は、緊急通行車両確認申出書又は緊急輸送車両確認申出書に必要な事項を記入し、届出済証を添付して提出してください。

(4) 確認標章及び確認証明書の交付等

受付先の警察署交通課から確認標章及び緊急通行車両確認証明書又は緊急輸送車両確認証明書(以下「標章等」という。)の交付を受けてください。

交付された標章等は亡失、破損等のないよう保管・管理に十分に注意してください。

(5) 標章等の記載事項の変更に關する手続

標章等の記載事項に変更が生じたときは、標章等とともに、災対法施行規則別記様式第 6 の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書又は大震法施行規則別記様式第 9 の緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書に必要な事項を記入して提出してください。この

とき、当該書類には、変更した事項を確かめるに足りる書類を添付してください。

(6) 標章等の再交付の届出に関する手続

標章等を亡失、滅失、汚損又は破損したときは、残存する標章等とともに災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書又は大震法施行規則別記様式第10の緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書に必要な事項を記入して提出してください。

(7) 標章等の返納

標章等の交付を受けた車両が緊急通行車両等として使用されるものではなくなったとき、標章等の有効期限が到来したとき、又は標章等の再交付を受けた後、亡失した標章等を発見し、若しくは回復したときは、速やかに交付を受けた警察署交通課へ標章等を返納してください。

4 災害等発生時等における緊急通行車両等の確認等に係る事務手続

(1) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

3の(2)と同様としますが、災害応急対策等を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類は必要としません。

また、社会通念上やむを得ない事由（災害等発生時に、指定行政機関等からの急遽の要請により災害応急対策等を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策等を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できないときや、災害等発生前に緊急通行車両等であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急遽使用せざるを得ないとき等）があると認めるときは、添付書類等を省略することができます。

(2) 届出済証の交付を受けている車両の確認

3の(3)と同様とします。

交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けてください。

5 規制除外車両の事前届出に係る事務手続

(1) 規制除外車両の事前届出の対象車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。（緊急通行車両を除く。）このうち、次のいずれかに該当する車両は事前届出を行うことができます。

- ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ② 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両（重機輸送用車両は、除外事前届出のある建設用重機と同一の使用者による届出である場合に限る。）

(2) 申請に必要な書類

ア 規制除外車両事前届出書（以下「事前届出書」という。）に必要な事項を記入し、届出に係る車両の自動車検査証、軽自動車届出済証又は原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付

してください。

イ 次に掲げる車両は、それぞれに定める書類を添付してください。

(ア) 医師及び歯科医師、医療機関等が使用する車両

医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

(イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

(ウ) 患者等搬送用車両

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による自動車登録番号標又は車両番号標（以下これらを「番号標」という。）及び車両の構造又は装置が確認できる当該車両の写真

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両及び重機輸送用車両

番号標及び車両の構造又は装置（重機輸送用車両の場合は、重機を積載した状況）が確認できる当該車両の写真

(3) 規制除外車両事前届出済証の交付等

受付先の警察署交通課から規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）の交付を受けてください。

交付された除外届出済証は、亡失、破損等のないよう保管・管理に十分に注意してください。

(4) 再交付

事前届出書の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損したときは、事前届出書に必要な事項を記入して提出してください。

なお、変更が生じた場合及び汚損等による場合は、旧除外届出済証を添付して再交付申請を行ってください。

(5) 除外届出済証の返納

除外届出済証の交付を受けた車両が規制除外車両として使用する車両に該当しなくなった場合、当該車両が廃車となった場合、その他規制除外車両としての必要性がなくなった場合は、速やかに交付を受けた警察署交通課へ除外届出済証を返納してください。

6 規制除外車両の確認等に係る事務手続

(1) 除外届出済証の交付を受けている車両の確認

警察署交通課及び交付検問所において、規制除外車両確認申出書に必要な事項を記入し、当該車両に係る除外届出済証を提示してください。

(2) 除外届出済証の交付を受けていない車両の確認

ア 規制除外車両確認申出書に必要な事項を記入し、届出に係る車両の自動車検査証、軽自動車届出済証又は原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付してください。

イ 規制除外車両に該当することを示す書類を添付してください。

(3) 標章等の交付

規制除外車両であることの確認をした上で、これに基づく確認標章及び規制除外車両確認証

明書（以下「標章等」という。）を交付します。

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、規制除外車両確認証明書は当該車両に備え付けてください。

(4) 標章等の返納

標章等は、必要がなくなった場合又は有効期限を経過した場合には交付を受けた警察署に返納してください。

別表

法令	確認の対象となる緊急通行車両等の要件（１及び２の要件をいずれも満たすことを要する。）	
災対法施行令	<p>緊急通行車両</p> <p>１ 災対法第２条第７号に規定する防災計画等に基づいて、災対法第５０条第１項に規定する災害応急対策（右に掲げる事項）を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>２ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から調達する車両であること。</p>	<p>(１) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>(２) 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>(３) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>(４) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>(５) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>(６) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</p> <p>(７) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>(８) 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>(９) (１)から(８)に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</p>
大震法施行令	<p>緊急輸送車両</p> <p>１ 警戒宣言が発せられた場合において、大震法第３条第１項の規定により地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として大震法第２１条第１項に規定する地震防災応急対策（右に掲げる事項）に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。</p> <p>２ 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。以下この欄において同じ。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は警戒宣言が発せられた場合において他の関係機関、関係団体等から調達する車両であること。</p>	<p>(１) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>(２) 消防、水防その他の応急措置に関する事項</p> <p>(３) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項</p> <p>(４) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項</p> <p>(５) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>(６) 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>(７) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項</p> <p>(８) (１)から(７)に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項</p>
原災法施行令	<p>緊急通行車両</p> <p>１ 原災法第１５条第２項に規定する原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）が発せられた場合において、原災法第２６条第１項の緊急事態応急対策（右に掲げる事項）を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>２ 原子力事業者及び指定行政機関等（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言が発せられた場合において他の関係機関、関係団体等から調達する車両であること。</p>	<p>(１) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>(２) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項</p> <p>(３) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</p> <p>(４) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項</p> <p>(５) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>(６) 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>(７) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項</p> <p>(８) (１)から(７)に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国民保護法施行令</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緊急通行車両</p>	<p>1 事態対処法第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）において、国民保護法第32条第1項に規定する国民の保護に関する基本指針、国民保護法第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項の規定に基づいて作成された国民の保護に関する計画、国民保護法第36条第1項又は第2項の規定に基づいて作成された国民の保護に関する業務計画等に基づいて、国民保護法第2条第3項各号に規定する措置（右に掲げる措置）その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>2 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等において他の関係機関、関係団体等から調達する車両であること。</p>	<p>(1) 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置</p> <p>(2) 施設及び設備の応急の復旧に関する措置</p> <p>(3) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置</p> <p>(4) 運送及び通信に関する措置</p> <p>(5) 国民の生活の安定に関する措置</p> <p>(6) 被害の復旧に関する措置</p>
---	---	--	--

6-5 車両・船舶の現有台数一覧

種別	種別	積載能力	現有数計	現有数の所属別内訳														
				消防本部						一	企画部							
				総務課	予防課	通信指令課	消防署	消防団	消防団計	危機管理課	秘書広報第一課	秘書広報第二課	企画政策課	情報管理第一課	情報管理第二課	企画政策課		
車両	貨物車	軽四輪車	212		2	1	3		6									
		普通車	貨物乗用車	25	1	2				3								
			四輪車															
			ダンプ	4														
		計		241	1	4	1	3		9								
	特殊車	消防車	44				18	26	44									
		救急車	8				8		8									
		患者輸送車	1															
		給水車	1															
		その他	30		1		6		7									
計		84		1		32	26	59										
乗用車	乗合車	11人以上	3							1							1	
		計	3							1							1	
	普通車	軽四輪車	10															
		普通車・小型車	33	1	1				2		3							3
計		43	1	1				2		3							3	
合計		371	2	6	1	35	26	70		4							4	
船舶部	救助用船艇(船外機)	5人乗り	1				1	1										
	救助用船艇	8人乗り	4				4	4										
	ゴムボート	4人乗り	8				8	8										
	ゴムボート	6人乗り	4				4	4										
	計		17				17		17									
合計		17				17		17										

種 別	種 別	積 載 能 力	現 有 数 の 所 属 別 内 訳																
			総務部					財務部							福祉部				
			行 政 班 ・ 行 政 課	職 員 班 ・ 人 事 課	契 約 検 査 班 ・ 契 約 検 査 課	議 会 連 絡 班 ・ 議 会 事 務 局 議 事 課	総 務 部 計	経 理 班 ・ 財 政 課	財 産 管 理 班 ・ 財 産 管 理 課	証 明 班 ・ 市 民 税 課	被 害 調 査 班 ・ 資 産 税 課	体 制 整 備 班 ・ 収 納 課	出 納 班 ・ 会 計 課	財 務 部 計	福 祉 第 一 班 ・ 地 域 福 祉 課	福 祉 第 二 班 ・ 障 害 福 祉 課	高 齢 者 支 援 班 ・ 介 護 高 齢 課	避 難 誘 導 班 ・ 保 険 年 金 課	福 祉 部 計
車 の 部	貨 物 車	軽四輪車						26	4	4		34	3	2	49	1	55		
		普通車	貨物乗用車			1	1	2				2	1		1		2		
		四輪車																	
		ダンプ																	
	計			1	1	28	4	4		36	4	2	50	1	57				
特 殊 車	消防車																		
	救急車																		
	患者輸送車																		
	給水車																		
	その他													3			3		
計													3			3			
乗 合 車	乗合車	11人以上													2		2		
	計														2		2		
乗 用 車	軽四輪車							2				2			2		2		
	普通車・小型車				1	1		10				10		2			2		
	計				1	1		12				12		2	2		4		
合 計			1	1	2		40	4	4		48	4	7	54	1	66			
船 艇 部	救助用船艇(船外機)	5人乗り																	
	救助用船艇	8人乗り																	
	ゴムボート	4人乗り																	
	ゴムボート	6人乗り																	
	計																		
合 計																			

種 別	種 別	積 載 能 力	現 有 数 の 所 属 別 内 訳													
			子ども健康部				市民部									
			子 ど も 対 策 第 1 班 ・ 子 育 て 支 援 課	子 ど も 対 策 第 2 班 ・ 保 育 課	保 健 班 ・ 保 健 セ ン タ ー	子 ど も 健 康 部 計	一 宮 支 所 班 ・ 一 宮 支 所	音 羽 支 所 班 ・ 音 羽 支 所	御 津 支 所 班 ・ 御 津 支 所	小 坂 井 支 所 班 ・ 小 坂 井 支 所	安 否 確 認 班 ・ 市 民 課	人 権 生 活 安 全 班 ・ 人 権 生 活 安 全 課	文 化 施 設 班 ・ 文 化 振 興 課	市 民 協 働 国 際 班 ・ 市 民 協 働 国 際 課	市 民 部 計	
車	貨物車	軽四輪車	6	4	8	18	3	2	3	2	1	3	4		18	
		普通車	貨物乗用車			2	2							1	1	2
			四輪車													
			ダンプ													
		計	6	4	10	20	3	2	3	2	1	3	5	1	20	
の	特殊車	消防車														
		救急車														
		患者輸送車														
		給水車														
		その他														
	計															
部	乗合	乗合車	11人以上													
		計														
	乗用車	軽四輪車			3	3						1			1	
		普通車・小型車			1	1						1	1		2	
		計			4	4						2	1		3	
	合 計	6	4	14	24	3	2	3	2	1	5	6	1	23		
船艇部	救助用船艇(船外機)	5人乗り														
	救助用船艇	8人乗り														
	ゴムボート	4人乗り														
	ゴムボート	6人乗り														
	計															
	合 計															

種 別	種 別	積 載 能 力	現 有 数 の 所 属 別 内 訳																
			産 業 環 境 部					建 設 部					都 市 整 備 部						
			食 糧 調 達 課	物 資 調 達 課 ・ 商 工 観 光 課	企 業 立 地 推 進 課 ・ 企 業 立 地 推 進 課	環 境 対 策 課 ・ 環 境 課	清 掃 班 ・ 清 掃 事 業 課	産 業 環 境 部 計	公 共 土 木 施 設 第 一 班 ・ 道 路 河 川 管 理 課	公 共 土 木 施 設 第 二 班 ・ 道 路 建 設 課	住 宅 建 築 課	建 設 部 計	公 共 土 木 施 設 第 三 班 ・ 公 園 緑 地 課	公 共 土 木 施 設 第 四 班 ・ 区 画 整 理 課	公 共 土 木 施 設 第 五 班 ・ 都 市 計 画 課	公 共 土 木 施 設 第 六 班 ・ 市 街 地 整 備 課	都 市 整 備 部 計		
車	貨 物 車	軽四輪車	4				16	20	9	2	2	13	6	4	1		11		
		普 通 車	貨物乗用車					5	5	1			1	1				1	
			四輪車																
			ダンプ							1			1	1					1
	計	4				21	25	11	2	2	15	8	4	1			13		
の	特 殊 車	消防車																	
		救急車																	
		患者輸送車																	
		給水車																	
		その他					18	18	1			1							
計					18	18	1			1									
部	乗 合 車	乗合車	11人以上																
		計																	
	乗 用 車	軽四輪車	1				1	2											
		普通車・小型車	1			2		3											
		計	2			2	1	5											
合 計	6			2	40	48	12	2	2	16	8	4	1			13			
船 艇 部	救助用船艇(船外機)	5人乗り																	
	救助用船艇	8人乗り																	
	ゴムボート	4人乗り																	
	ゴムボート	6人乗り																	
	計																		
合 計																			

種 別	種 別	積 載 能 力	現 有 数 の 所 属 別 内 訳									
			市民病院医療部・事務部					上下水道部				
			医 療 班 ・ 診 療 局 ・ 診 療 技 術 局 ・ 看 護 局 ・	キ ャ リ ア 支 援 セ ン タ ー	病 院 管 理 第 一 班 ・ 庶 務 課	病 院 管 理 第 二 班 ・ 経 営 企 画 室	病 院 管 理 第 三 班 ・ 医 事 課	市 民 病 院 計	上 下 水 道 総 務 班 ・ 経 営 課	給 水 班 ・ 水 道 整 備 課	下 水 道 班 ・ 下 水 整 備 課	上 下 水 道 部 計
車 の 部	貨 物 車	軽四輪車						1	15	4	20	
		普 通 車	貨物乗用車						2	1	3	
			四輪車									
			ダンプ						2		2	
		計						1	19	5	25	
	特 殊 車	消防車										
		救急車										
		患者輸送車		1			1					
		給水車							1		1	
		その他		1			1					
	計		2			2		1		1		
	乗 合 車	乗合車	11人以上									
		計										
	乗 用 車	軽四輪車										
		普通車・小型車		5			5	2			2	
		計		5			5	2			2	
	合 計			7			7	3	20	5	28	
	船 艇 部	救助用船艇(船外機)	5人乗り									
		救助用船艇	8人乗り									
		ゴムボート	4人乗り									
ゴムボート		6人乗り										
計												
合 計												

種 別	種 別	積 載 能 力	現有数の所属別内訳							
			教 育 部							
			文 教 施 設 第 一 班 ・ 庶 務 課	文 教 施 設 第 二 班 ・ 生 涯 学 習 課	文 教 施 設 第 三 班 ・ 中 央 図 書 館	学 校 教 育 班 ・ 学 校 教 育 課	体 育 施 設 班 ・ ス ポ ー ツ 課	給 食 施 設 班 ・ 学 校 給 食 課	教 育 部 計	
車 の 部	貨 物 車	軽四輪車	5	3	2	1	2	4	17	
		普 通 車	貨物乗用車	1		2				3
			四輪車							
			ダンプ							
		計		6	3	4	1	2	4	20
	特 殊 車	消防車								
		救急車								
		患者輸送車								
		給水車								
		その他								
計										
乗 合 車	乗合車	11人以上								
	計									
	乗 用 車	軽四輪車								
普通車・小型車			2					2		
計		2						2		
合 計		8	3	4	1	2	4	22		
船 艇 部	救助用船艇(船外機)	5人乗り								
	救助用船艇	8人乗り								
	ゴムボート	4人乗り								
	ゴムボート	6人乗り								
	計									
合 計										

6-6 飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

飛行場外離着陸場

名称	所在地	管理者	電話番号	経度（東経）	緯度（北緯）	備考
陸上競技場	諏訪1丁目80	豊川市 (スポーツ課)	88-8036	137° 22' 28"	34° 49' 42"	14,717 m ²
陸上自衛隊 豊川駐屯地	穂ノ原1丁目 1番地	陸上自衛隊 豊川駐屯地	86-3151	137° 22' 57"	34° 49' 59"	
音羽運動公園	萩町口猿田1	豊川市 (スポーツ課)	88-8036	137° 19' 06"	34° 52' 13"	19,100 m ²
津波避難用 高台	御津町佐脇浜 1号地	豊川市 (危機管理課)	89-2194	137° 19' 06"	34° 47' 23"	31,962 m ²

緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

名称	所在地	管理者	電話番号	経度（東経）	緯度（北緯）	備考
足山田野球場	足山田町 滝場地内	豊川市 (スポーツ課)	88-8036	137° 23' 58"	34° 51' 57"	7,569 m ²
御津町佐脇浜 (三河臨海緑地内 臨海球場)	御津町佐脇浜 1号地	豊川市 (スポーツ課)	88-8036	137° 19' 12"	34° 47' 23"	31,962 m ²
小坂井 西小学校	伊奈町縫殿 55-1	豊川市 (学校長)	78-2281	137° 20' 58"	34° 47' 47"	8,731 m ²
小坂井 高等学校	小坂井町欠田 100-1	愛知県 (学校長)	72-2211	137° 22' 24"	34° 47' 43"	50,399 m ²
南山グラウンド	伊奈町南山新 田 350-80	豊川市 (公園緑地課)	89-2176	137° 21' 04"	34° 48' 15"	20,925 m ²

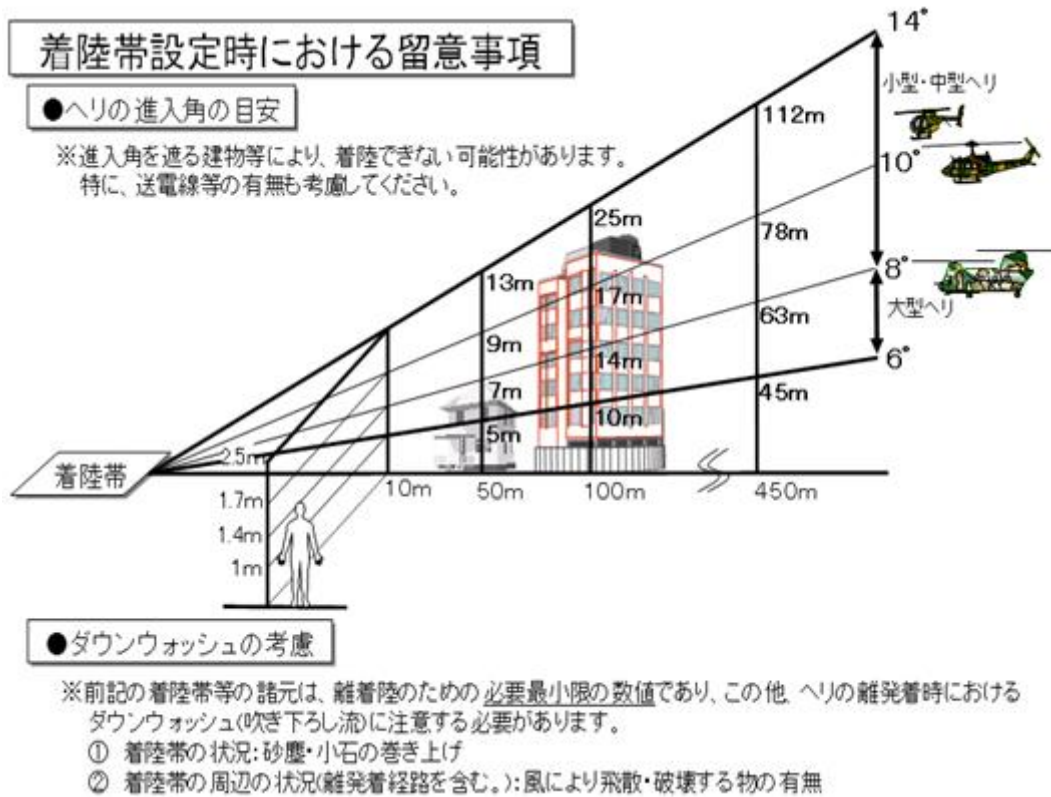
6-7 防災拠点施設屋上番号標示

番号	位置	所在地	標示年度
8-0	豊川市役所	豊川市諏訪1丁目1	平成9年度
8-1	豊川市立東部中学校	西豊町2丁目191	平成10年度
8-2	南部中学校	光明町2丁目42	〃
8-3	中部中学校	市田町西浦41	〃
8-4	西部中学校	国府町岡本24-2	平成11年度
8-5	代田中学校	代田町1丁目20-1	〃
8-6	金屋中学校	金屋西町1丁目2	〃
82-0	豊川市音羽支所	赤坂町松本250	平成10年度
83-0	豊川市一宮支所	一宮町豊1	平成9年度
85-0	豊川市御津支所	御津町西方日暮30	〃
85-1	豊川市立御津南部小学校	御津町御馬加美15	〃
85-2	御津北部小学校	御津町広石神子田54-1	〃
84-1	豊川市立小坂井西小学校	伊奈町縫殿55-1	〃
84-2	豊川市立小坂井東小学校	小坂井町西浦87	〃

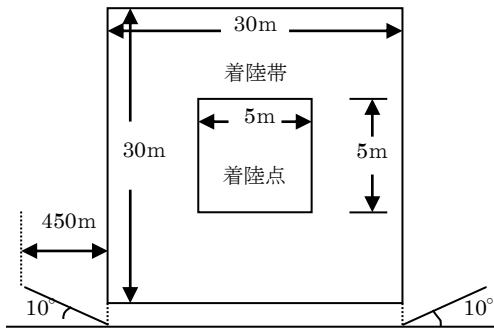
6-8 ヘリコプターによる災害派遣の受入れに対する留意点

事前の準備

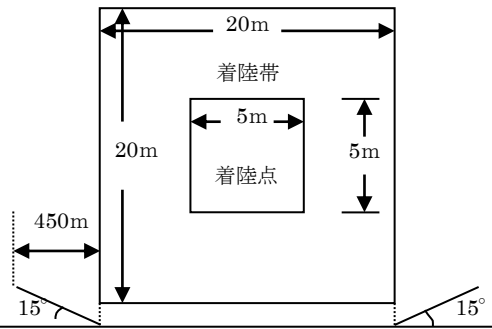
- 1 ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- 2 ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- 3 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- 4 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。



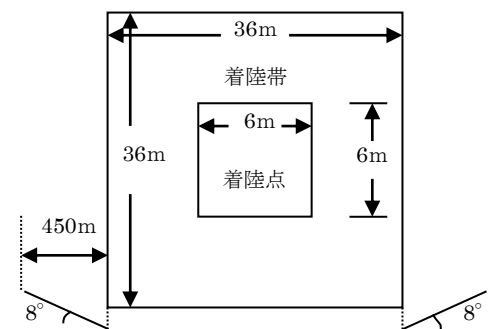
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合 (標準)



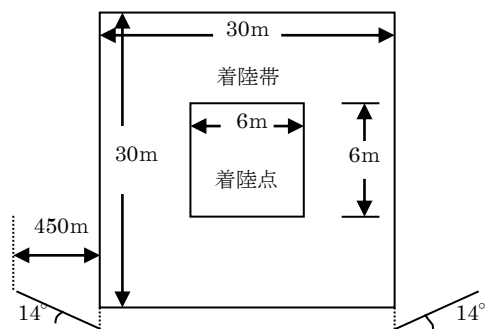
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合 (応急)



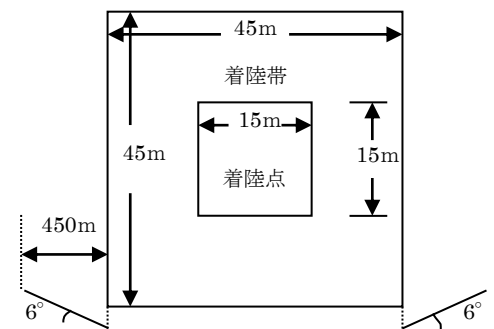
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合 (標準)



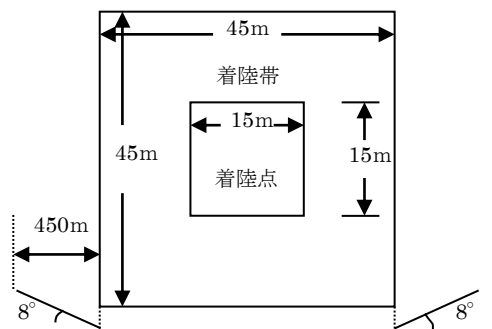
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合 (応急)



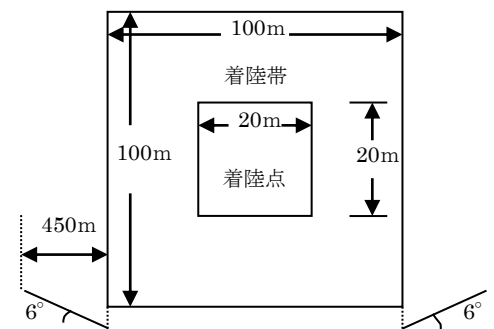
(c-1) 大型機 (V-107及びUH-60J) の場合 (標準)



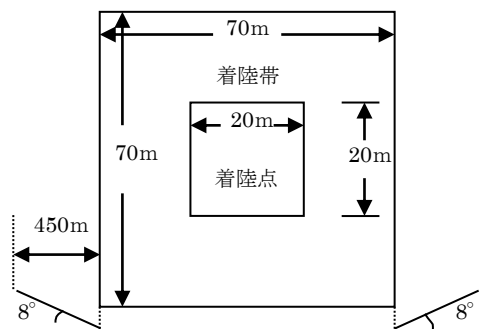
(c-2) 大型機 (V-107及びUH-60J) の場合 (応急)



(d-1) 大型機 (CH-47) の場合 (標準)

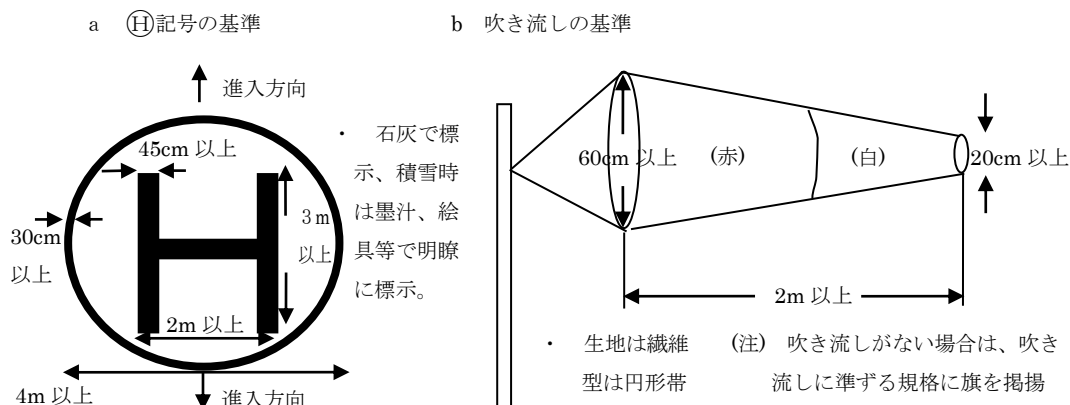


(d-2) 大型機 (CH-47) の場合 (応急)



受入れ時の準備

- 1 離着地点には、下記基準④記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- 2 ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 3 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- 4 ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時等について広報を実施する。
- 5 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- 6 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

6-9 鉄道施設の現況

経営主体及び線	区分(県下)	営業キロ数	市内停車駅名
東海旅客鉄道飯田線	豊橋～東栄	51.2	小坂井、牛久保、豊川、三河一宮、長山、江島、東上
東海旅客鉄道東海道本線	二川～木曾川	101.9	西小坂井、愛知御津
名古屋鉄道名古屋本線	豊橋～木曾川堤	93.9	伊奈、小田渚、国府、御油、名電赤坂、名電長沢
〃 豊川線	豊川稻荷～国府	7.2	豊川稻荷、稻荷口、諏訪町、八幡、国府

